

○ 女性理事候補者選考委員会要領

（制定 平成25年12月25日）

【目的】

第1条 この要領は、規約第31条第2項別表に定める理事会推薦（女性）理事候補者（以下「女性理事候補者」という）を選考することを目的とする。

【選考の方法】

第2条 女性理事候補者を選考するために、女性理事候補者選考委員会（以下「委員会」という）を設置する。

【委員会の構成】

第3条 この委員会は、委員13名をもって構成し、次の基準により選出する。

- (1) 支部運営協議会（各地区支部長会会長6名）
- (2) 生産組織（稲作部会、転作部会、園芸組織連絡協議会、畜産組織連絡協議会、各会長4名）
- (3) 役員候補者推薦会議（議長1名）
- (4) 青年部代表（委員長1名）
- (5) 女性部代表（会長1名）

【委員長及び副委員長】

第4条 この委員会は、委員の互選により委員長1名及び副委員長1名を選出する。

- ② 議長には委員長があたる。
- ③ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその任務を代行する。

【運営】

第5条 この委員会は、必要により委員長が招集する。ただし、委員長が決まる前は組合長が招集する。

- ② この委員会の議事は、委員の3分の2が出席し、出席した委員の3分の2でこれを決する。
- ③ 委員は、書面または代理人をもって委員会に出席することができない。

【選考の資格基準】

第6条 女性理事候補者の資格基準は、次の通りとする。

- (1) 農業に従事し正組合員資格を有している者
- (2) 経営的知識を有し、リーダー性・先見性があり、熱意と意欲を持って協同組合運動に取り組む者
- (3) 法令等の規定に基づく欠格事由に抵触しない者
- (4) コンプライアンス経営を実践する者
- (5) 役員選任の総代会の属する年の4月1日現在の満年齢が70歳以下の者

【候補者の取扱】

第7条 委員長は、委員会で選考した候補者について、本人の承諾を得て、組合長に報告する。

- ② 選考された女性理事候補者について、組合長は理事会に議案として提出する。

【事務の取扱】

第8条 この委員会の事務の取扱は、総務部があたる。

【改廃】

第9条 この要領の改廃は、理事会の議決による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年12月25日から施行する。
- 2 この変更は、平成28年4月1日から施行する。